

【プール利用の皆様】

学校開放利用時の注意事項等(感染拡大防止)

学校開放の利用にあたっては、下記の内容を遵守していただきます。守られない場合は、利用を中止していただきます。

利用方法の変更点

- スタッフによる常時換気の実施。
- 当面の間、採暖室の利用を中止。

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる。
 - ・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合
- マスク(品質の確かな、できれば不織布)を持参し、受付時など屋内での会話や屋外でも十分な身体的距離(2m以上を目安)が確保できない状況で会話する際には必要に応じてマスクを着用すること。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 他の利用者等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)。
- 感染防止のために定めたその他の措置や指示に従うこと。
- 施設利用前後のミーティング等は最小限とし、実施する場合は三つの密を避けること。

施設利用上の注意事項

- トイレは蓋を閉めて汚物を流すこと。また、トイレ後の手洗いを徹底すること。
- 学校設備器具については、触れる場所を最低限にするなど工夫して使用すること。なお、学校にあるスリッパは利用せず、室内履き等を持参すること。

運動やスポーツを行う際の留意点

- 十分な距離を確保すること。
 - ・運動やスポーツの種類に関わらず、運動やスポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること(介助者や誘導者が必要な場合を除く。感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当)
 - ・強度が高い運動やスポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 運動やスポーツ中に唾や痰をはくことは極力行わず、やむを得ない場合は手洗い場等に出すこと。
- タオルの共用はしないこと。